

第 127 回 I P U（列国議会同盟）会議派遣参議院代表団報告書

団 長	参議院議員	江田 五月
	同	谷川 秀善
同 行	国際会議課長	清水 賢
会議要員	国際会議課	鈴木 祐子
同	同	日比 規雄

第 127 回 I P U 会議は、2012 年 10 月 21 日（日）から 26 日（金）までの 6 日間、ケベックシティ（カナダ）のケベックシティ・コンベンションセンターにおいて、129 の加盟国・地域、6 の準加盟員（国際議会）、28 のオブザーバー（国際機関等）から 1,256 名（うち、議員 624 名）が参加して開催された。

参議院代表団は、衆議院議員 3 名、同事務局職員及び同時通訳員と共に、江田五月議員を団長とする日本国会代表団を構成し、同会議に参加した。

以下、本報告書では、参議院代表団の活動に重点を置きつつ、本会議、評議員会、第 128 回 I P U 会議の議題に関するパネルディスカッション等について、その概要を報告する。

1. 開会式

開会式は 21 日、デイヴィッド・ジョンストン・カナダ総督の臨席の下開催された。式においては、ノエル・キンセラ・カナダ上院議長、クリス・チャールトン・カナダ下院議員（アンドリュー・シーア下院議長の代理）、ピーター・ローンスキー・ティフェンサル広報担当国連事務次長（パン・ギムン国連事務総長の代理）及びアブデルラハッド・ラディ I P U 議長からの挨拶の後、ジョンストン・カナダ総督が今次 I P U 会議の開会を宣言した。

2. 本会議

本会議は 22 日から 26 日にわたり開催され、以下の議題について審議が行われた。

（1）第 127 回会議の議長の選挙

22 日、ドナルド・オリバー・カナダ上院議員が今次 I P U 会議の議長に選出された。

（2）緊急追加議題

シリアから同国におけるキリスト教徒等に対する武装テロリスト

集団による暴力行為を駆逐する必要性について、アラブ首長国連邦から宗教に対する中傷の禁止等について、マリから同国の制度及び治安の状況について、英国からシリア及び近隣諸国における人道主義的危機について、緊急追加議題の挿入要請が行われ、22日の本会議において、それぞれ概要説明の後、投票が行われた。投票は議題案ごとに行われ、その結果は、シリア提出のものが賛成 236 票、反対 865 票、棄権 336 票、アラブ首長国連邦提出のものが賛成 737 票、反対 409 票、棄権 291 票、マリ提出のものが賛成 751 票、反対 283 票、棄権 403 票、英国提出のものが賛成 636 票、反対 504 票、棄権 297 票であり、マリ提出の議題案「マリの制度及び治安の状況」が今次会議の緊急追加議題として採択された。日本国会代表団は、英国提出の議題案に賛成 20 票を投じ、その他についてはいずれも 20 票全てにつき棄権した。

同日、右議題に関する討議が行われた。また、23日、ベルギー、カナダ、フランス、マレーシア、マリ、パキスタン、サウジアラビア及びウルグアイの8か国の代表で構成される起草委員会において、マリ北部で起こっている深刻な人権侵害を非難し、マリ国軍が北部を取り戻すのを支援する国際部隊を送ることを目的とした国連安保理決議を歓迎すること等を内容とする決議案が策定された。

26日、最終本会議において、起草委員会により起草された決議案が上程され、同決議案は全会一致をもって採択された。

（３）「グローバル化した世界における市民権、アイデンティティ及び言語・文化の多様性」に関する特別討議

特別討議は、22日、23日及び25日の3日間にわたり4回のセッションに分かれて行われ、各セッションで基調演説がなされた後、96名の各国議員が発言した。25日の右討議において、江田団長が日本国会代表団を代表して演説し、グローバル化及び社会・経済・文化のあらゆる面での国の相互依存化という2つの軸が進行する中で、今後の社会の目指すべき方向として、国家主権の変容、国際的な人権保障を確保する必要性及び個人の幸福追求権の重要性等の視点を挙げ、第127回IPU会議の歴史的使命を強調した。

（４）第128回IPU会議の議題に関するパネルディスカッション

次回第128回IPU会議の各常設委員会における「保護する責任の強化：文民の生命を守る上での議会の役割」（平和及び安全保障に関する委員会所管）、「持続可能な開発のためのフェアトレード及び革新的な資金調達メカニズム」（持続可能な開発、金融及び貿易に関する委員会所管）及び「国民参加及び民主主義を強化するためのソ

ーシャルメディアを含むメディアの活用」(民主主義及び人権に関する委員会所管)の3議題について、それぞれ、共同報告委員による報告書案に基づき討議が行われた。

谷川秀善議員が「持続可能な開発のためのフェアトレード及び革新的な資金調達メカニズム」を議題とするパネルディスカッションに出席し、フェアトレード及び革新的な資金調達メカニズムにおいては、フェアトレード生産者に対する支援の充実、フェアトレード推進と地域活性化の連携、CO₂排出等に対する課税の導入・促進の重要性を指摘した上、必要な法律の制定に向けて活発に議論を行うとともに、必要に応じて行政上の措置を働きかけていくべきことを強調した。

(5) 以下の会合の成果文書

イ 「グローバル化した世界における市民権、アイデンティティ及び言語・文化の多様性」に関する特別討議

26日の最終本会議において、多様性を保護するための国家レベル及び国際レベルでの議会の役割等についてまとめた「ケベックシティ宣言」が採択された。

ロ ジェンダーに配慮した議会に関するジェンダー・パートナーシップ特別セッション

特別セッションは、ジェンダーに配慮した議会を構成するものは何かを議論し、そのような組織を達成するための目標及び具体的戦略を定めるためのプラットフォームを提供することを目的として、23日、25日及び26日に開催された。26日の最終本会議において、同日の会合で取りまとめられた「ジェンダーに配慮した議会のための行動計画」が全会一致で採択された。

ハ 国連に関する委員会

国連に関する委員会は、22日及び25日に開会されたほか、24日には本会議で「国連の日」祝賀特別セッションが開催された。26日の最終本会議において、本委員会の議論を取りまとめた成果文書の報告が行われた。

3. 第191回評議員会

第191回評議員会は、22日及び24日に開会された。審議の主な内容は、以下のとおりである。

(1) 第127回会議の議長の推薦

22日、本会議に先立ち開かれた同会合において、江田団長が提出した「今次会議の議長としてドナルド・オリバー・カナダ上院議員を推薦する動議」に基づき、同君を議長に推薦することを決定した。

(2) IPU加盟資格

レソトについては、2008年以来下院のみが加盟していたところ、本国より上院についても加盟したいとの要請があり、承認された。なお、今次評議員会において、新規加盟・資格停止等の該当国はなかった（加盟国数は162か国・地域のまま）。

(3) 2013年度IPU予算案

財政に関する小委員会の指針の下に事務局が策定した、前年度とほぼ同水準の総額約1,362万スイスフラン、日本の分担金を前年度と同額の約128万スイスフランとする2013年度予算案が提案され、承認された。

同予算では、現下の厳しい経済情勢を踏まえ、各国の賦課分担金額が凍結された。また、最大の分担金負担国である日本からIPUに対し、①スクラップ・アンド・ビルドの姿勢を保ち、コスト削減の方針を維持してほしい、②現在11.75%で固定されている最高賦課分担率を再検討してほしい旨の提案がなされたことを受け、その提案についての検討が財政に関する小委員会に委ねられた。

(4) IPU戦略2012年—2017年の実施

IPU会議の形式の変更、常設委員会及びその理事会の機能の改善並びに国連に関する委員会を常設委員会と同列に扱うことを内容とする一連の提案が承認された。

(5) 今後の会議

今後の開催が確認された会議のうち、主なものは以下のとおりである。

- ・ WTO議員会議・2012年年次会合（2012年11月15日及び16日、スイス連邦、ジュネーブ）
- ・ 第128回IPU会議（2013年3月22日～27日、エクアドル、キト）
- ・ 第129回IPU会議（2013年10月14日～16日、スイス連邦、ジュネーブ）

※第129回IPU会議の日程は、その後、2013年10月7日～9日に変更された。

4. IPU・ASGP（各国議会事務総長会）合同セッション

26日、ソーシャルメディアのリスクと利益に関する経験を共有し、議会によるソーシャルメディアのより効果的な利用に貢献するため、議会の代表・コミュニケーション及びソーシャルメディアの役割に関する特別セッションが開催された。江田団長は、「ソーシャルメディアと議会人：代表制のリスク及び利益」をテーマとする討議に、カナダ、アイルランド、スウェーデン及びベネズエラの代表とともにパネリストとして出席し、ソーシャルメディアの利便性を認めた上で、顔の見える形で有権者と対話することも重要であり、その活用に当たっては慎重性が求められる旨述べた。

5. アセアン＋3会合

アセアン＋3会合（議長国：インドネシア）は、21日に開催された。審議の主な内容は以下のとおりである。

（1）緊急追加議題

多くの国から、アラブ首長国連邦提案の宗教に対する中傷の禁止等に関する緊急追加議題の挿入要請への支持が表明された。

（2）次回アセアン＋3会合議長国

次回アセアン＋3会合（2013年3月、キト）の議長国は日本になることが決定された。

6. アジア・太平洋地域グループ会合

アジア・太平洋地域グループ会合（議長国：イラン）は、21日のアセアン＋3会合終了後に開催された。審議の主な内容は以下のとおりである。

（1）IPU執行委員会の報告

19日及び20日に開催されたIPU執行委員会の概要について、本グループ代表執行委員であるF・M・ドリロン議員（フィリピン）及びニェム・タヴィー議員（カンボジア）から報告が行われた。

（2）緊急追加議題

アラブ首長国連邦提案の宗教に対する中傷の禁止等に関する緊急追加議題の挿入要請を支持することを決定した。

(3) 次期アジア・太平洋地域グループ会合議長国

次期アジア・太平洋地域グループ会合の議長国は日本になることが決定された。

7. その他

日本国会代表団は、各会議の合間を縫って、カナダ上院議長、南アフリカ国民議会議長及びセルビア議会議長並びにベトナム、イラン、東ティモール、モンゴル及び韓国の各国代表団と懇談の機会を持つとともに、カナダ上下両院議長主催のレセプション及びケベック州議会議長主催のレセプションに出席する等の活発な議員外交を通じて、相互理解及び友好親善の促進に努めた。

また、江田団長は会議に先立ちオタワを訪問した。同地においては、ピエール・ルミュー農業大臣政務官の案内により近郊イサイドア地区の養鶏場を訪れるとともにカナダの農業政策について懇談したほか、カナダ議会等を視察した。

第 127 回 I P U 会議採択決議

マリの制度及び治安の状況

(2012 年 10 月 26 日 (金)、本会議にて全会一致で採択)

第 127 回 I P U 会議は、

2012 年 1 月以降、武装テロリスト、原理主義者及び分離主義者が麻薬密売集団と通じて行った占領以降、北部において日々悪化している不安定な情勢を考慮し、

悪化の一途をたどる人道上の状況並びにテロリスト、原理主義者及び分離主義者による数々の人権侵害、とりわけ、文化・宗教上の世界遺産の窃盗行為、略奪行為及び破壊行為や、切断行為、投石行為、殺人行為、レイプ行為及びその他の性的暴力行為を考慮し、

マリ共和国が、政教分離した、かつ分割し得ない自国を望んでいるということを考慮し、

マリの領土的一体性の侵害に対し、国際社会が一致して非難していることを考慮し、

西アフリカ諸国経済共同体 (E C O W A S)、アフリカ連合 (A U)、欧州連合 (E U) 及び国連による、マリ共和国により得られた発展的利益を覆すような国家制度上及び安全保障上の危機の解決のための努力を考慮し、

以下を考慮し、

- (a) 2012 年 4 月 5 日の第 126 回 I P U 会議において承認された、マリに関する議長声明
- (b) マリ情勢に関する 2012 年 4 月 20 日の欧州議会決議 2012/2603 (R S P)
- (c) 2012 年 5 月 30 日の A C P — E U 合同議会議決 A C P — E U / 101 — 157 / A
- (d) マリ共和国における政治上及び安全保障上の危機を乗り越えるプロセスでの発展に関する 2012 年 10 月 8 日の E C O W A S 議会決議

北部の解放のためにマリ国軍に対する支援を求める、暫定政府の E C O W A S 及び国際社会に対する要望、とりわけ、国連安全保障理事会の決議に則し、国連憲章第 7 章の下、マリに対し国際部隊の配備を求めた、マリ共和国大統領代理の国連事務総長に対する要望を考慮し、

E C O W A S から寄せられ、A U やフランス大統領等に支持された、国連事務総長に対する同様の要望を考慮し、

マリの領土的一体性を回復するための多国籍軍の配備を目的として、国連憲章第 7 章の下、2012 年 10 月 15 日に採択された国連安全保障理事会決議 2071 号（2012 年）を考慮し、

紛争防止、調停、平和維持及び紛争後の平和構築に関連した全ての意思決定に女性の完全な参画を求めることを内容とする、女性、平和及び安全保障に関する国連安全保障理事会決議 1325、1820、1888 及び 1889 号決議を想起し、

E U による、国軍を再編成するために軍事教官を配置することを目的としたコミットメントを考慮し、

2012 年 10 月 19 日にバマコ*において開催された、マリの支援及びフォローアップ・グループの会議を考慮し、

1. マリの一体性及び統一への率直な情熱、政教分離した同共和国の性質及びマリ国民のみに属する国家主権について、再確認する。
2. 武装した反乱分子及びテロリスト集団、原理主義者及び分離主義者により、北部において起こっている深刻な人権侵害及び国際人道法違反、とりわけ、略奪行為や文化・宗教上の世界遺産の破壊行為をはじめ、女性や子供といった一般市民への暴力行為、殺人行為、切断行為及び投石行為を非難する。
3. 大統領代理により取られた、北部の解放における E C O W A S 及び国際社会の援助を求めるイニシアティブを歓迎する。
4. E C O W A S 及び A U が、マリ国民がテロリズム並びに北部を占領する反乱分子及び原理主義者と戦っていることに対して支援してい

* マリの首都

ることについて、祝福する。

5. EU及び国連による、マリの北部テロリスト集団駆逐を支援するためのコミットメントを歓迎する。
6. また、北部の解放に向けたマリ国民の闘いを支援するため、フランス大統領が、明確に表明したコミットメント及び政治的意思、並びにマリを取り巻く国家制度上及び安全保障上の前例にないほどの危機を解決するための彼の努力を歓迎する。
7. 西アフリカ地域における国々に対し、サヘルサハラ地帯における平穏及び安全を維持するために、可能な全ての手段をとるよう要請する。
8. マリの暫定当局に対し、女性が、平和構築及びガバナンスに関する全ての意思決定プロセスに、完全にそして意味のある参加ができるよう保証することを要請する。
9. マリの支援及びフォローアップ・グループの国々に対し、マリ国軍が国の北部を取り戻すのを支援するためのイニシアティブに感謝する。
10. 国連安全保障理事会によって採択された、マリ国軍が国の北部の被占領地の支配を取り戻すのを支援する国際部隊を送ることを目的とする決議を歓迎する。
11. マリ国軍に対し、配置されることとなる国際部隊と十分に協力することを要請する。
12. また、暫定政府に対し、国の北部の支配を取り戻し、いったん危機が収束した際には、自由で公正な選挙を実施するため、行程表に従って、権限内において全力で取り組むよう要請する。
13. 国連事務総長によって提示された、サヘルのための国際金融機関のほか、全ての機関、基金及びプログラムを結集することを目的とする戦略に対し、無条件の支援を表明する。
14. 2012年10月24日のAUによる行程表承認を受けて、国際社会に対し、制裁を解き、技術的・財政的パートナーに対し、マリとの協力

を再開するよう要求する。

15. 援助国及び援助機関並びに関連の国際機関に対し、その地域で活動している非政府組織と共同で、マリの難民及び強制移住者のための緊急食糧支援、飲料水及び避難所を提供し、人質の解放を促進するよう要求する。
16. I P Uに対し、この決議を全ての加盟国、準加盟国、オブザーバー及び他の国際機関に伝達するよう委任する。

第 127 回 I P U 会議採択成果文書

ケベックシティ宣言

(2012 年 10 月 26 日 (金)、本会議にて全会一致により採択)

1. 我々議会人は、第 127 回 I P U 会議に際してケベックシティに集い、文化、言語、民族、人種、政治及び宗教における多様性が、全ての社会と文明内、及びそれぞれの間において、世界的価値として称賛され、尊重され、奨励され、保護されるべきことを断固として支持する。
2. 我々は、民族及び文明間の思想、価値観、信条、言語及び文化的表現が多様であることによって、国家的、地域的及び国際的レベルにおける我々の展望と経験をより良いものにできると確信している。
3. 我々は、この多様性における協調と結束及び人類文化の調和を獲得したいという熱望を確認している。また、差異を有する人々が共存する世界や、相違を認め合った結束が認識されている世界、文明間の対話が促進されている世界の実現が可能であることを確信している。このような世界は、我々の相互の理解や受容にかかっているが、人類の進歩の礎となるものであり、また、グローバル社会における幸福につながるものである。
4. 全ての個人は世界人権宣言やその他国際人権法及び国際人道法の条約及び基準で認められた平等かつ不可分な権利の完全な享有が認められなければならない。また、これらのいかなる権利に関する制約や制限も、国際法に則し、なおかつ必要不可欠、均衡的でなければならない。また、これら制約や制限は、文化、人種、肌の色、言語、民族、宗教、性別、性的指向又は政治的な帰属に基づくいかなる差別に結びつくものであってはならない。
5. それゆえ国家は、市民的、政治的、経済的、社会的及び文化的権利が相互に結びついた権利を尊重し、保護し、実現させ、促進する義務を負う。画一性を防ぐために、各国は、市民社会とともに、必要不可欠な資力の提供や促進的環境の醸成によるものを含め、文化政策の策定や実行に向けた責務を果たさなければならない。

6. 我々は、社会内及び社会間の信頼を築く手段として、また発展、繁栄及び高い生活水準のための必須条件として、多様性の尊重と社会の包括性及び社会連帯とのバランスをとることの重要性を確認する。言語、文化、民族、宗教、信条、人種及び肌の色の差異は、多くの社会の中であって明白であり、他の全てに共通する経験は一つもない。国際法及び国際基準に基づき、各社会がこれらの権利を保障しようとする努力は、それぞれの歴史的、政治的、経済的及び社会的状況を反映するだろう。社会及び文明における多様性を伴う様々な経験は、多様性を尊重しながらの包括性の促進に関するベスト・プラクティス及び革新的アイデアの建設的な交換を可能にしている。
7. 我々の社会及び文明の多様性は、かつてなくグローバル化が進み、相互に関連した世界の顕著な特徴である。過去や近年の移住の傾向、コミュニケーション及び輸送の技術的進歩及び最近のより統合された地域的及びグローバルな貿易の形態といった多くの力が働くため、人々と社会は、より密接に、頻繁にコンタクトを持つ。これらの進歩により、様々なコミュニティと出身国の間との結びつきがより緊密になっているだけでなく、異なる考え方や価値観への認識がより高まっている。
8. 今日の世界においては、グローバル及び地域的な連携及び相互依存がより深化しており、国家、国際機関及び市民社会は、経済的困窮、自然災害及び紛争が多様性の抑制や基本的人権の侵害の口実とならぬよう、その結果を軽減すべく一層協力しあっている。
9. グローバル化した世界における多様性は、各国及び各国議会が共通の問題に関する異なる視点及び考えを共有する機会を提供することにより、21世紀の複雑性を舵取りする努力を促すことが出来る。その際、我々は知識及びイノベーションを深め、人的資源の共有を更に進め、相違点及び共通点に関する相互の認識・理解を促進し、平和及び繁栄の機会を可能にする。
10. 我々は、ゆゆしき形態での差別及び偏見の中でもとりわけ、異なる宗教、民族、文化、言語、人種及び他のコミュニティに属するグループ及び個人に対する疎外、不寛容、不信、人種差別、攻撃的なナショナリズム、自民族中心主義及び排外主義が続いていることを懸念し、深く憂慮する。

11. 思想、意見及び表現の自由の権利に対する我々の公約を再確認するとともに、我々は、威嚇したり、過激主義、急進化、憎悪、人種差別、排外主義及び暴力をあおったりするような全ての行為に対し、強く明確に非難の意を表明する。また、暴力的な反応は、いかなる状況においても正当化され得ないということを改めて表明する。抗議に対する怒りの感情を平和的かつ合法的に表明することを促し、また、責任の共有並びに国際法及び国際基準に基づいて、相互の尊重、信頼及び信用を醸成し、そして、平和と安定に貢献するための交流、教育及び対話は、促進及び持続されなければならない。
12. 我々は、世界の多くの地域における経済状況の悪化に危機感を抱いており、これにより、社会的緊張や排外主義の示威行動をあおるような様々な形態の排他性が生み出され、多くの社会連帯が脅かされることを懸念している。
13. 我々は、文化的表現の多様性の保護及び促進が、マイノリティや先住民族に属する人々を含む全ての人々の文化に対して等しく尊厳及び敬意を持つことを前提としているということを強調する。
14. 我々は、先住民族が我々の社会の完全かつ平等な構成員であることを確認する。先住民族、特に女性が殊に政治的、経済的及び社会的疎外、不寛容及び偏見の影響を受けやすく、自らの幸福、向上及び社会への貢献に影響を与える決定への代表及び参画が損なわれていることを深く懸念する。
15. また、我々は、ジェンダーの平等と多様性の尊重とは根本的に関連していることを確認し、人種的、宗教的、言語的、文化的及び民族的マイノリティに属する女性が、特に政治的、経済的及び社会的疎外・差別の対象になりやすいという事実を残念に思う。国連安全保障理事会決議第 1325 号、第 4 回世界女性会議において発出された 1995 年北京宣言、及び女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を想起し、女性が、より安定し包括的で公平な社会を構築するため、平等な政策決定者及び政治分野における参加者として、多様な社会における相互理解、寛容性及び平和的關係を促進する上で果たし得る役割を認識する。そのような目標を達成するため、非差別的かつアファーマティブ・アクションに基づく措置が女性の完全な参加への道を開くためだけでなく、女性に力を与えるために必要であることを強調する。

16. 我々は、議員として、公的及び民間分野の両方における、当局及び意思決定権を持つ地位への代表・アクセス並びに実効的な政治・経済・社会参加の機会が、多様な社会における包括性、寛容性、相互尊重及び安定の重要な要素であることに留意する。これらは、とりわけ以下の項目により、国際人権義務及びコミットメントの尊重及び履行を通じて高められる。

- 全ての市民に対する普遍的かつ平等な投票権を伴う、自由で公正な選挙の実施、
- 法の支配の支持、全ての人の法の下での平等及び法により平等な保護を受ける権利の尊重、
- 活発かつ積極的な市民社会及び地球市民ネットワークの促進に必要となる、思想、良心及び宗教の自由、報道の自由を含む表現の自由並びに結社の自由の保障、
- 全ての人に対し、その公民的、政治的、経済的、社会的及び文化的権利の完全な尊重を保障、
- あらゆる形態の差別の明確な禁止、
- 並びにこれらの権利及び価値を明文化し保護する法的枠組みの提供

17. 異なる民族的、文化的、宗教的及び言語的な背景及び伝統を持つ個人及びグループの間での率直で敬意を表したやり取りから成る過程としての異文化間対話は、グループ間の相違点及び共通点に対する知識・認識を高める上で重要な役割を果たし、向上性、寛容性及び包括性の源としての多様性を受け入れることにつながる。こうした文脈において、我々は、国家主権を正しく認識した上で和平及び平和共存を促進するため、危機及び紛争から脱しつつある社会における正義及び対話の重要性を強調する。

18. 市民権は人々に政治及び意思決定プロセスへの参加の機会を与えるものである。それゆえ多様な社会における脆弱な人々を保護するための方策として役立っている。それはまた、国家における異なる構成員が、他者のアイデンティティを犠牲にすることなく、それらと共存する市民アイデンティティを共有することを可能にするための重要な手段でもある。したがって、国際社会の協力により、無国籍となることを減少させ、防がなければならない。特に、各国国内法に合致した、先住民を祖先とする人々及び移民の子供を含む、無国籍者のための解決策を見つけなければならない。

19. 国家機構の行政、立法及び司法機関の相互作用は、多様なグループ

の人々の包含、代表及び参加を促進する上で不可欠である。こうした文脈において、こうした相互作用による言語に関する立法及び政策は、多様性の尊重に貢献しうる。公用語によるアクセスしやすく効果的な能力向上及び訓練もまた有益である。さらに、言語上のマイノリティに属する人々が、自らの言語を使用する権利、または少数言語の教育を受ける権利を否定されてはならない。

20. 人々の権利及び義務並びに他の文化及び文明への認識及び寛容についてより良く知るためには、質の高い教育及び訓練を差別なく受けられることが必要であり、それによって、社会の主流から取り残されたグループの政治的、経済的及び社会的な参加と包含が促進される。若者は、そうしなければ、疎外感、急進化及び過激主義的イデオロギーの影響を受けやすいため、とりわけこれらの施策による恩恵を受け、政治的、経済的及び社会的に、社会に対して貢献する可能性が高い。
21. 天然資源は社会の繁栄にとって不可欠である。多様な民族を有する国においては、これらの資源の開発は、全ての社会的グループ、とりわけ先住民族及び地域コミュニティの価値及び信条の多様性を十分に考慮に入れ、彼らのアイデンティティにある天然資源及び先祖代々の土地の重要性を認識しなければならない。したがって、天然資源開発は、将来世代のため、これらのグループの伝統や利益が保護されるよう、責任を持って管理されなければならない。

国家レベルでの多様性保護における議会の役割

22. 我々は、各国議会及び各国議員に対し、自らの社会内及び社会間において多様性を世界的な価値として保護し称賛するため、利用できるあらゆる方法を用いるよう要求する。これらの方法は以下の効果的方法を含むが、それに限られるものではない。
 - a 文化的差異を保持する取組を認識・促進し、文化の振興並びに教育及びメディアを通じた言語の使用の促進といった民族的又は言語的マイノリティに対して特権を与える適切な手段のほか、基本的人権並びに市民的、経済的及び社会的権利を規定した国際規約を取り入れ、施行する。
 - b 異なる社会的コミュニティのメンバー間で多様性の受け入れを強化するため、また、人間同士で、理解、忍耐、相互の尊重、友情を育むために策定された法律を制定し、政策を取り入れる。
 - c とりわけ市民権の分野において、議会を含む政策決定過程に多

様なグループが効果的に参加する機会を与え、それを促進する法律を制定し施行する。

- d 差別を防止し、立ち向かい、排除する。既存のいかなる差別的な法律も廃止する。また、メディア及びインターネットを通じての憎しみのメッセージの波及に対処する法律を制定する。
- e とりわけ、世界文化多様性デー（5月21日）を祝い、世界諸宗教調和週間（2月第1週）又は「多様性のために行動しよう」世界キャンペーンに参加することにより、国家レベルで文化的多様性のガバナンスを取り扱う際の議会の役割について、国民の認識を高める。
- f 地方及び国家レベルにおいて、革新、繁栄及び発展に向けた推進力として多様性を支持する政策と法律を推進する。
- g 社会の全ての人々が基本的人権と自由を完全かつ平等に享有することが尊重されるよう保護し保障する政策と法律を推進する。
- h 国家的な法的枠組みにより、差別を受けている個人のための法的保護及び救済措置が実際に得られるようにする。
- i 正義へのアクセスを確保し、非差別に関連する法的保護を実施し、尊重させることを委ねられた司法の独立と公平性を強化する。
- j 以上の全ての方法にジェンダーの視点を組み入れ、とりわけ議会における女性の代表機能を強化する。

23. 我々は、各国議会に対し、社会における多様性及び多元主義に基づく子供及び青少年の教育を促進することを要請する。

24. また、我々は、各国議会に対し、文化間の対話の分野において、効果的な行動を取るよう要求する。すなわち、

- ・ 特に、活発な市民参加を促すための年次公聴会を開催することにより、文化的に多様性のある人々の新しい課題、期待及び懸念についての認識を高めるため、政府、議会及び議会人、市民社会及び社会多様性を代表するグループを組み入れつつ、文化間の対話と協力を構築し支援する。
- a 異なる政策分野を一体化する枠組みの一部として、文明間の対話のために国の法律、政策あるいは戦略を承認し、実施する。この異なる政策分野とは、すなわち、教育、若者及びスポーツのプログラムやメディア及び文化の分野であり、これらは、とりわけ多様性に対する理解と尊重の基礎を構築し、文化間の対話における実践経験を促進し、異なる価値体系を結びつけ、既

成概念に挑むものである。

- b 市民社会及び文化的、宗教的、人種的、民族的、言語的多様性を代表するグループに直接関係する法律や政策が策定される際には、そうした人々を関与させ協議する。

多様性を保護するための国際的な取組における議会の役割

- 25. 我々は、民族的、文化的、人種的、言語的及び宗教的グループ、マイノリティ、地域コミュニティ並びに先住民族の平和的共生及び国際的な和解に対する議会の貢献を強調する。
- 26. 我々は、国連憲章、世界人権宣言、市民的及び政治的権利に関する国際規約、経済的・社会的及び文化的権利に関する国際規約、民族的又は種族的、宗教的及び言語的マイノリティに属する人々の権利に関する国連宣言、先住民族の権利に関する国連宣言、ユネスコの文化的表現の多様性の保護及び促進に関する条約、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約、並びに市民的、経済的、政治的、社会的及び文化的階級における人権と基本的自由を実践し享有するための基準を認識し策定するその他の地域的及び国際的文書に示されている目的と原則を想起する。
- 27. 我々は、暴力、差別及び憎しみへの扇動と闘うことを目的とした国際的及び地域的協定をいまだ批准・署名していない国々に対し批准・署名するよう奨励し、この宣言を普及させるために国連と協力して国際議会イニシアティブを提案するよう要請する。
- 28. 我々は、人間同士で、国家や国連の関連機関、その他の政府間機関、議会や議会間機構、市民社会、そしてメディアが、平和の文化を発展させ、理解と寛容さを促進させる努力を行っていることを支持する。我々は、社会内及び社会間において、とりわけ議会、会議、セミナー、ワークショップ、研究活動を通じ、異宗教間及び異文化間の交流を促進すること等により、彼らがこうした努力を推進することを奨励する。
- 29. 我々は、世界中の宗教及び文化の多様性の尊重及び理解の重要性を認めた2005年国連世界サミット成果文書に関するコミットメントを改めて表明する。我々は、文化及び宗教を越えた国家及び人々の理解と協力関係の改善、分極化や過激主義を煽る力への対抗のための

国連文明の同盟の業績を称賛する。

30. 我々は、2007年3月18日に発効したユネスコの文化的表現の多様性の保護及び促進に関する条約への支持を再確認するとともに、各国議会及び議会人に対し、文明間及び文化間の対話に関する国連及びユネスコのプログラムに積極的な役割を果たし、こうしたプログラムに貢献するよう各国政府に働きかけることを要請する。
31. 我々は、2010年の国連総会において宣言された文化の和解のための国際年を想起し、相互認識及び理解を促進し、社会及び文明の多様性を称賛するための重要な手段として同国際年をみなす。
32. 我々は、国際及び地域機関、議会間組織、国家及び各国議会に対し、先住民族及び少数民族の権利を保護するための立法を可能にする手段の開発を要請する。我々は、先住民族の権利に関する国連宣言の推進に関するハンドブックを作成するに当たり、先住問題常設フォーラム事務局、国連経済社会局、国連人権高等弁務官事務所、UNDP、国際農業開発基金（IFAD）及びIPUによる協力を称賛する。我々は、各国議会及び国家に対し、世界中で先住民族と議会の状況改善に関する実践的なアイデア及びグッド・プラクティスについてハンドブックを参照するよう奨励する。
33. 我々は、平和及び人々の協力に向けて取り組み、社会及び人々の間の相互作用を拡大し、様々な文明及び文化間の対話を促進する上で、IPUの重要な役割を再確認する。
34. 我々は、第113回IPU会議（ジュネーブ、2005年）で採択された「移住と開発」、第116回IPU会議（ヌサ・ドゥア、2007年）で採択された「グローバル化した世界における、全ての宗教的コミュニティ及び信条に対する尊重及びそれらの間での平和的共存」、第116回IPU会議（ヌサ・ドゥア、2007年）で採択された「世界共通の民主主義的及び選挙のスタンダードを通じた多様性及び平等な権利の促進」、第118回IPU会議（ケープタウン、2008年）で採択された「移民労働者、人身取引、外国人嫌い及び人権」の諸決議、及び議会、マイノリティ及び先住民族に関する国際議員会議（チアパス、メキシコ、2010年）で採択されたチアパス宣言で確認した我々のコミットメントを想起する。
35. 我々は、IPUに対し、文明の内部及び文明を越えて、多様性の保

護に係る効果的な施策の実施について、国連文明の同盟との関係を強化し、議会間での情報と経験の交換を促進する上での自らの役割を強化するよう要請する。

36. また、我々は、I P U及び国連文明間の同盟、そしてその他関連するパートナーに対し、文化間の対話に関する各国の取組、政策及び戦略、並びに文化間の対話・協力のための各国の法的枠組みに関する情報を共有するよう要請する。
37. 我々は、各国議会及び議会人に対し、I P Uの枠組み及び自らが参加する多様な議会間会議の場及び議会間友好グループの設立などの二国間のイニシアティブを通じて、文明及び文化間の議会の対話を強化するよう強く要請する。
38. 我々は、I P U及び各国議会、国連、ユネスコ及びその他関連する機関に対し、本宣言の条項を実施するために協力するよう勧告する。

第 127 回 I P U 会議採択成果文書

ジェンダーに配慮した議会のための行動計画

(2012 年 10 月 26 日 (木)、本会議にて全会一致により採択)

第 127 回 I P U 会議は、

本会議に提出された「ジェンダーに配慮した議会のための行動計画」
(Plan of Action for Gender-sensitive Parliaments) について、

本行動計画が I P U 加盟国議会との広範な協議プロセスを経て作成されたものであることを考慮し、

このプロセスによって作成された本行動計画が、国・地域ごとの状況に応じた様々な選択肢を示すとともに、加盟国共通の問題を解決するための具体策を提案するものであること、さらに、各加盟国でジェンダーに配慮した議会を推進するための共通基盤となるものであることに留意し、

1. 「ジェンダーに配慮した議会のための行動計画」を採択することを決議し、
2. 各加盟国議会に対して、それぞれの議会および政府に本行動計画を訴え、可能な限りその周知を図り、国レベルでこれを実施することを強く要請し、
3. I P U 事務総長に対して、本行動計画書が国際的にできる限り幅広く配布され、各国で実施されるよう促すことを要請する。

前文

民主主義は常に評価され、再評価されなければならない。20 世紀に世界中の民主主義に起きた最も顕著な変化の一つは、女性の有権者数と議員数が共に増加し、女性の政治参加が拡大したことである。

これと並行して、ジェンダー平等と女性の地位向上は、国際的な政治・開発に関する課題の不可欠な要素となり、今や、ミレニアム開発目標 (M

DGs)の進展と達成の要と認識されている。ジェンダー平等は、男女が完全かつ平等な権利、責任及び機会を享受することを意味する。ジェンダー平等と女性の地位向上は人権であり、政治的及び法的な表現を要するものである。各国は、ジェンダー平等を含む女性の人権を推進し、尊重し、保護しなければならない。

これらの目標に向けて突き進むには直接的な行動が必要である。具体的な行動については、各国議会を取り巻く文化的、社会的、宗教的背景を考慮する必要があるかもしれないが、基本的に求められるのは、考え方や捉え方の大きな変化である。

ジェンダー平等という目標を擁護する上で、議会は適した立場にある。議会は、社会を反映しようとするものであり、だからこそ、有権者の変化も反映しなければならない。

ジェンダーに配慮した議会とは、その構成、組織構造、運営、方式及び業務において、男女双方のニーズ及び利益にかなう議会である。ジェンダーに配慮した議会は、女性の完全な参加を妨げる障壁を取り除き、社会全般の手本となる事例又は模範を示す。また、こうした議会は、ジェンダー平等を推進するため、その運営や資源を効果的に活用している。

ジェンダーに配慮した議会には、女性の完全な参加や、両性の議員及びスタッフ間における平等について、実質的、構造的又は文化的な障壁が存在しない。それは単に女性が働ける場であるだけでなく、女性が働きたい、貢献したいと思う場である。ジェンダーに配慮した議会は、社会におけるジェンダー平等と女性の地位向上を推進することによって、国内的にも国際的にも模範を示すことができる。

つまり、ジェンダーに配慮した議会とは、現代社会の平等に関する要求に対応し、また反映できる現代的な議会であり、究極的には、より効率的で効果的で合理的な議会ということになる。

目的

本行動計画は、より一層ジェンダーに配慮した議会を実現するための取組を支援するものである。女性議員の数にかかわらず、あらゆる議会が導入できる、七つの行動分野における幅広い戦略を提示する。

各国議会は本行動計画を自らの計画とし、各国の状況に応じて具体的

な目的、行動、達成期限を定め、本行動計画の戦略の一部又は全部を国レベルで実施することが求められる。また、各国議会は、ジェンダーへの配慮という目標に向けた進捗状況を、定期的に監視し評価することが求められる。

ジェンダーに配慮した議会は、その組織構造、運営、方式、業務において、男女双方のニーズと利益にかなう

ジェンダーに配慮した議会とは、以下のことを行う議会である。

1. 議会のあらゆる機関及び内部組織の構成員数における男女平等を推進し達成する。
2. 自国の議会に適したジェンダー平等のための政策枠組みを策定する。
3. 全ての業務においてジェンダー主流化を推し進める。
4. 女性の権利を尊重する組織文化を育み、ジェンダー平等を推進し、仕事と家庭の両立が図れるよう、男女双方の議員のニーズと実情に対応する。
5. ジェンダー平等を追求し擁護する男性議員の取組を認知するとともに活用する。
6. ジェンダー平等の推進と達成に向けて、各政党が積極的な役割を果たすように促す。
7. 議会スタッフにジェンダー平等を推進する能力と資源を備えさせ、女性上級職の採用と定着を積極的に奨励し、議会運営の業務全般におけるジェンダー主流化を徹底する。

行動計画の主要行動分野

行動分野 1：女性議員数の引上げと参加の平等の実現

参加の平等は、ジェンダーに配慮した変革を実施するための触媒たり得るとともに、ジェンダーに配慮した変革が成功した場合における重要な成果たり得る。

a. 議会へのアクセス

20世紀中盤以降、女性議員の割合は増加しているものの、社会における女性の幅広い活躍に見合ったものとはなっていない。

ジェンダーに配慮した変革を通じ、議会へのアクセスを高めることによって、女性議員が増加し、その女性議員らは、ジェンダー配慮の原則の更なる実行を促すことができる。

議会は、この不均衡を解消するために以下に掲げる措置を少なくとも一つは実施すべきである。

- ・各国の事情に応じて、各政党が選出する女性候補者のより多くが選挙で「勝ち得る」位置を占められるような特別措置を講じ、女性議員枠を設けるべく選挙法及び憲法の改正を提案する。
- ・女性候補者及び女性議員に対する暴力行為を糾弾し、かかる行為の防止と処罰のための法的及び実地的な措置を講じる。
- ・議会における女性参加の重要性に関する意識向上キャンペーンを実施する。
- ・メンターシップ・プログラムを支援し、女性議員が模範として議会の広報媒体やメディアで取り上げられるよう働きかける。
- ・他国・他地域の議会への訪問研修を通じて、各国議会の経験やベスト・プラクティスの共有を促す。

b. 地位及び役割における平等の実現

女性議員数は重要であるが、議会の要職に女性を就かせることも同じく重要である。

ジェンダーに配慮した議会という原則は、議員又は議会スタッフの要職として、女性がリーダー的立場を占めることによって更に前進する。かかる女性は、方針の決定に影響を与え、議会の手続や慣行を変え、他の女性の模範となり、議論に異なる視点を提供する立場にあるからである。

議会は、女性の指導的地位を高め、要職への登用におけるジェンダー平等をさらに徹底するため、以下に掲げる措置を少なくとも一つは導入すべきである。

- ・議会の要職（委員会の長、内部部局又は役員会の幹部職など）への登用において、能力が同等もしくは議席数の割合に見合ったものである場合は女性が優先されるよう、アファーマティブ・アクションを講じ、内部規則を改正する。
- ・定期的に男性議員と女性議員が交替で議会の要職に就くようにする。

- ・議会組織上、可能な場合はリーダーを2名体制とし、男女1名ずつ任命する。
- ・女性、子供、ジェンダー、家庭、健康、教育に関する委員会のみならず、全ての委員会において、女性議員に議席を比例配分もしくは均等配分によって割り当てるよう奨励する。

男性及び女性の議員就任前の経験が妥当であるか評価する際に、要職に就いている人物に対してその評価基準の緩和を求める。

行動分野2：ジェンダー平等のための法律及び政策の強化

議会は、ジェンダー平等の原則を支持する法律や政策を実行することによって、ジェンダーにより一層配慮することが可能である。ジェンダー平等及びジェンダー主流化の法律を導入することは、ジェンダー平等の考え方に社会的文化的な変化をもたらす効果的な触媒となり得る。

議会は、ジェンダーに配慮した戦略、行動計画、運営及び支援に関する方針を実行することを通じてジェンダー平等を擁護することにより、社会の模範となることもまた、可能である。

a. 国内法の制定

議会は、ジェンダー平等に向けて社会的文化的態度における変革を推進するという目標の下、以下に掲げる措置を講じるべきである。

- ・ジェンダー平等を推進し擁護する法律を制定すべきである。ジェンダー平等のための法律が制定されていても、時代になっていないもしくは制定から10年以上経っている場合は、議会はこれを見直し、ジェンダー主流化の枠組みと法律の執行を監視し強化するための仕組みを取り入れる。

議会は、ジェンダー主流化の法的義務付けが確実に行われるよう、以下に掲げる措置を講じるべきである。

- ・あらゆる政策と法律に関し、ジェンダーにどのような影響があるか、また女子差別撤廃条約、世界人権宣言、市民的及び政治的権利に関する国際規約、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約などの国際規約に基づく締約国の義務との整合性が確保されているか

について、審査及び評価を行うことを求める法律又は仕組みの導入を検討する。

b. 議会の戦略的方針と行動計画

議会は、社会におけるジェンダー平等の擁護に率先して取り組み、模範を示すために、以下に掲げる措置を講じるべきである。

- ・ 以下について定めるジェンダー平等のための方針を策定する。
 - 本行動計画に含まれる措置を実施するに当たっての論理的根拠及び戦略的方向性
 - 一定期間内に議会がジェンダー平等に取り組むための具体的な行動
 - 適切な議会監視の仕組みによって定期的に測定される進捗状況の評価指標
- ・ ジェンダーに配慮した議会予算の編成を行い、進捗状況を監視するための説明責任の仕組みを整備する。

c. 議会の運営及び支援に関する方針

i. メディア・広報に関する方針の進展

ジェンダー平等推進の重要性が十分理解され、最大限の可視性が確保されるよう、議会は以下に掲げる措置を講じるべきである。

- ・ ジェンダー広報戦略を策定して、伝えるべきメッセージ、メッセージを送る対象者、方法、時期を明確にする。
- ・ マスメディアや、ウェブサイトを含む議会独自の広報手段を通じ、ジェンダー平等に向けた活動や成果を広報する。

ii. 反ハラスメント及び反差別に関する方針の進展

全ての議員や議会スタッフが、あらゆる形態の差別やハラスメント（性的嫌がらせを含む）のない環境で仕事ができるように、以下に掲げる措置を講じるべきである。

- ・ 全議員に礼儀をわきまえた行動を求め、性差別的と受け取られる言葉や行動を罰する行動規範を定める。
- ・ 苦情の受付と対処のための独立組織を設置するなど、全議員及び議

会スタッフに適用しうる国内法の整備と並行して、反差別・反ハラ
メント方針を策定し、実施する。

- ・ 議院規則も含め、あらゆる公式文書で使用される言葉において、ジェンダーへの配慮を徹底する（例として、男性代名詞「彼」を使って議員に言及しないこと、チェアマンではなくチェアパーソンもしくはチェアという言葉を用いることなど）。

行動分野 3：あらゆる議会業務におけるジェンダー平等の主流化

あらゆる分野において、男女それぞれの能力および寄与を生かしつつ、男女双方の具体的な懸念、ニーズ、制約に対処できるように方針が定められることのみによって、初めてジェンダーの不平等の効果的な解決を図ることができる。

議会業務においてジェンダーの考え方を主流化することは、ジェンダー主流化が男女間に存在する経済的、社会的、政治的及び法的な相違を認識するプロセスであるために、ジェンダーへの配慮において効果的な変化となる。

a. ジェンダー主流化実現に向けたコミットメント

議会は、その業務の全分野にジェンダーに関する要素を組み入れる機会を設け、明確に示すことによって、ジェンダー主流化の実現に向けたコミットメントを示すべきである。この点について、議会は以下に掲げる措置を講じるべきである。

- ・ 成人女性・成人男性、少女・少年のための法案や予算割当の意味も含めた、法律及び予算に関する議論を促す（例：ジェンダー平等のための予算支出や割当を議論するため、時間を確保する、または特別セッションを開催すること）。
- ・ ジェンダーに関する明確な法律評価ガイドライン又はツールキット（例：予算を含むあらゆる法規に適用されるジェンダーに関するチェックリスト）を策定する。
- ・ 議事予定において、ジェンダー平等に関する特別討論またはジェンダーに関する大臣質疑の時間を設け、男性議員にも女性議員にも積極的な参加を促す。
- ・ ジェンダー問題の調査を担当する委員会が、その職務を果たすのに十分な時間と資源（ジェンダー問題に詳しいスタッフなど）、調査結果や提言を本会議に報告する機会、議会の他の委員会と同じ権限

と責任（証拠書類の請求、証人や大臣の聴取、調査結果や提言の報告など）を持てるようにする。

- ・非公式な女性議員部会であろうと議会の専門委員会であろうと、ジェンダー主流化に取り組む機関が、議会の主要機関に研究や法律審査の結果を報告する公式な仕組みを設けるようにする。報告が行われない場合は、その理由を示さなければならない。

b. ジェンダー主流化のための組織構造および仕組みの確立

ジェンダー主流化の推進には、以下のことも必要である。（１）男女それぞれの状況を示すジェンダー別データや定性的情報を取得すること、（２）ある状況における資源配分、機会、制約、権限について成人女性・成人男性、少女・少年の間に認められる差異に着目したジェンダー分析を実施すること、（３）ジェンダー平等に関する目標の達成やジェンダー関係の変化の度合いを測る指標を確立するなど、ジェンダーへの配慮状況を監視し評価する仕組みを制度化すること。

議会は、以下に掲げる仕組みのうち、それぞれの状況に最も適していると思われるものを少なくとも一つは導入すべきである。

- ・ジェンダー平等に関する専門委員会：ジェンダーの視点から政策、法律及び予算を審査することを任務とする委員会。公的機関、学術機関、民間機関を含む様々な組織や個人から、政府のプログラムや活動の効果について意見を聴取するとともに、委員会と全国的な女性組織、市民社会組織（CSO）、研究機関、大学との強力な連携関係を構築する。
- ・議会の全委員会におけるジェンダー主流化：全委員会の所属議員は男女問わず、自らの考えに応じて、政策、法律及び予算の問題におけるジェンダーの意義について取り組むことが求められ、ジェンダー問題に詳しい議会調査スタッフが補佐する。
- ・女性部会：ジェンダー平等に関する問題を検討議題とする組織で、女性議員（希望があれば男性議員も可）によって構成され、あらかじめ取り決めた議題に取り組む。全国的な女性組織、市民社会組織、研究機関、大学との強力な連携が確立することによって効果を発揮する。
- ・議長の諮問グループ：超党派の女性及び男性議員で構成されるジェンダー平等に関する諮問グループ。議長直属機関で、ジェンダー平等に関する議会の方向性と議題を定める。
- ・専門研究ユニット又は図書館員・調査スタッフ：ジェンダー平等に

関する専門研究ユニット。または、ジェンダー問題に関する専門知識を持ち、最新の情報、書籍、コンピュータ、オンラインデータベースを利用でき、ジェンダー分析を補佐できる図書館員・調査スタッフ。

行動分野 4： ジェンダーに配慮したインフラ及び議会文化の整備又は改善

議会は他の職場と同じように、あるいはそれ自体が、家族に優しい政策及びインフラの提供、差別とハラスメントの防止に関連した政策、議会の資源及び設備の公平な配分に関する政策の実施を通じてジェンダー配慮の原則を支持することによって、模範として社会の役に立つべきである。

a. 仕事と家庭の両立支援

議会は、世界中の女性が育児に関して不相応な時間を費やし続けているという事実を認識し、職場方針及びインフラが両性の議員が現在直面している仕事と家庭の実態を反映したものとなるよう、以下に掲げる措置を講じるべきである。

- ・ 審議時間を変更（例：審議を圧縮して行う週を設ける、審議開始時刻を早める、遅い時間の議決を避ける、学校のスケジュールに審議日程を合わせる）して、議員が選挙区に帰り家族と過ごせる時間を増やす。
- ・ 議院内に託児所やファミリールームを設け、開会中も議員が家族と過ごせるようにする。
- ・ 子供が誕生した際は、男性議員も女性議員も育児休暇を取得できるようにする。
- ・ 長期育児休暇が実施できない場合に、公務上の理由に加え、育児休暇を審議日程に欠席する正当な理由として認めるといった代替案を検討する。
- ・ 授乳中の議員が審議に出席しなくていいように、代理投票やペアリング制度を利用できるようにする。

b. 差別とハラスメントの無い職場環境の促進

議会は、安全で敬意が払われ、差別やハラスメントのない職場環境を確保するために、以下に掲げる措置を講じるべきである。

- ・議会の儀礼、服装規定、人の呼び方や言葉遣い、慣習、規則についてジェンダーに基づいた分析を行う。
- ・全議員を対象にジェンダーに関する意識向上の研修セミナーを実施し、新人議員の任命は必ずジェンダーに配慮した方法で行うようにする。これは、新人の女性議員に助言する、女性議員を経験豊かな議員（男女いずれでも）と組み合わせる、議会でうまくやっていく方法について先輩女性議員が説明するといった方法で行うことができる。

c. 公平な資源と設備の提供

議会は、両性のニーズに合った議院内設備の提供と公平な資源配分を確保するために、以下に掲げる措置を講じるべきである。

- ・全議員向けに提供されている設備のジェンダー評価を行う。
- ・議員手当や議員旅費の支給は公平かつ透明な方法で行われるようにし、議員代表団における男女構成比は可能であればバランスのとれたものにする。

行動分野 5：両性の議員全員がジェンダー平等に責任を持つ

あらゆる組織構造、方式及び業務におけるジェンダー平等という究極の目標に基づいた、ジェンダーに配慮した議会は、男性議員の支援及び関与なくしては実現しない。社会の価値観を変え、ジェンダーに関する男性の意識向上を図ることによって、ジェンダー平等に関する男女の連携の強化につながってきた。

議会は以下に掲げるような、連携を推し進める戦略を採用するべきである。

- ・男性議員と女性議員によるジェンダー平等に関する法律の共同提案を促す。
- ・ジェンダー平等に関する委員会の共同委員長・副委員長として両性の議員を任命する。
- ・男性にとって興味深いジェンダー政策に関する問題を調査する委員会を設置する。
- ・国際女性デーや女性に対する暴力撤廃の国際デーなど、ジェンダーに関する問題の認知に関する議会行事への男性議員の参加を促す。
- ・ジェンダー平等もしくはジェンダー主流化に関するスタディツアー

- や国際派遣における男女構成比を、バランスのとれたものにする。
- ・ 男性議員向けのジェンダーに配慮した研修プログラムを提供する。

行動分野 6 : 政党がジェンダー平等の擁護者となるよう奨励する

政党は多くの場合、最も有力な政治組織の形態であり、両性の議員とも、この政党という仕組みを使ってジェンダー平等の達成に関する法律の制定をめざす。

議会は、政党に対して以下のジェンダー平等に関する措置を取り入れるよう働きかけるべきである。

a . 党所属の女性議員の数を増やすために

- ・ 議会における女性の参入及び在職を促進する一時的な特別措置の導入を検討する。
- ・ 党内執行機関の要職への起用は男女平等に行う。
- ・ 議員当選した党員と選挙に出馬する意欲のある女性候補を組み合わせ、選挙活動の様々な側面に関する研修やマスメディア対応の訓練を行うなど、女性候補者養成指導制度を認める。
- ・ 党所属の女性候補者と採用・在職率を改善する目標を持つ女性議員に対する支援ネットワークを構築する。

b . ジェンダーに配慮した会議設定や業務慣行を導入するために

- ・ 家庭における役割と重ならないような会議日程を組む。
- ・ 家庭での役割を果たせるよう会議の予定時刻を厳守する。

c . ジェンダー主流化の仕組みを構築するために

- ・ 明確なジェンダー主流化戦略と、その実施状況の監督、監視、評価を行う党内専門委員会の設置を含む、包括的なジェンダー平等計画を策定する。
- ・ 各政党に対し、文書を作成する際はジェンダーに配慮した言葉遣いをするよう促す。

d . 議会内委員会のポストを公平に男女に割り振るために

- ・ 委員会や委員会幹部職に党員を任命するにあたっては、透明性のあ

る任命方法を採用し、党員の多様な能力、経験、委員会の任務に関する希望をなるべく反映するよう、各党に働きかける。政党は、男女の能力が同等の場合は女性を優先的に任命することもできる。

行動分野 7：議会スタッフにおけるジェンダーへの配慮とジェンダー平等の促進

ジェンダーに配慮した議会は、議員だけでなく議員を支援する多くのスタッフのジェンダー平等の擁護者である。議会の運営管理部門は、職場の文化やインフラを見直し、全てのスタッフがジェンダー平等という目標に向けた議会の取組を支援できるようにしなければならない。この点について、議会および議会の運営管理部門は、以下に掲げる措置を講じるべきである。

- ・苦情の受付と対処のための独立機関を設置することを含め、全ての議会スタッフに適用される反差別・反ハラスメント方針を策定し、実施する。
- ・議会の運営管理部門における女性スタッフの数と勤続年数を評価する。
- ・男女の能力が同等の場合や幹部職の女性比率が低い場合は女性を優先的に議会内のポストに任命するアファーマティブ・アクションの導入の可能性を探るべく、新たな委員会を設置するか、既存の委員会に当該任務を委託する。
- ・ジェンダー平等の原則及びジェンダーに配慮した議会が全員の利益となる理由を説明するため、全ての議会スタッフを対象としてジェンダー配慮に関する意識向上セミナーを実施する。
- ・ジェンダーに基づいた立法、予算及び政策の分析を行うための議会スタッフの能力を構築する。

本行動計画の実施

議会におけるジェンダー配慮のための改革の着手と実施

ジェンダーへの配慮は、その達成に向けて全ての議会が取り組まなければならない目標である。この目標を達成するために、各国議会は各国の状況に適した手続を定めるべきであるが、その際、以下に掲げる重要

な要素を含める必要がある。

a. 評価

ジェンダーへの配慮がどの程度できているかについての評価に関心がある議会は、以下のことを行うべきである。

- ・ I P U のジェンダー配慮自己評価ツールキットを活用する。この自己評価は、各国議会の順位付けを目的とするものではなく、国際的なベスト・プラクティスに照らしてそれぞれの強みと弱みを明確にする手助けをしようとするものである。I P U のツールキットは、議員間での議論の枠組みを提供する。方法としては、ジェンダー平等の考えを議会の行動様式や業務に組み入れる方法に関する質問に答えるという形式で行う。
- ・ 監査やその他の業務審査若しくは委員会といった内部の組織を活用してジェンダーへの配慮がどの程度できているか独自に評価する。この場合、市民社会団体、全国的女性組織、研究機関といった外部関係者を招いて、ジェンダーへの配慮の状況について委員会と意見交換を行うことができるほか、変更すべき点について提言の取りまとめを依頼することもできる。その上で委員会は、委員会としての結論及び提言を全体会議又は議会幹部に提出し、議論及び更なる行動につなげる。

b. 実施

いかなる方法を採用するかにかかわらず、ジェンダー平等という目標とその目標達成に向けた取組方法が有権者のみならず議員にとっても重要であることを、議会が熟考することが不可欠である。

まずは現状評価を行い、その上で各加盟国議会は、自国の事情に応じた具体的な目的、行動及び期限を定めた改革工程表を策定し、実施する。そのためには、十分な資源を確保する必要がある。

c. 監視

議会は、「ジェンダーに配慮した議会のための行動計画」の実施状況及びジェンダー配慮の実現に向けた取組を監視する役割を果たす組織を明確にすべきである。

d. 推進

議会は、実施した改革とその結果達成された成果を目に見える形で示すべきである。議会は、全ての国際的議会組織においてジェンダー平等原則を推進し、女性の対等な参加を促すべく、国際的なレベルにおいて行動すべきである。

そのためには政治的な意思とコミットメントが不可欠である。

ジェンダーに配慮した議会の支援における I P U の役割

過去 30 年にわたり、I P U は、質が高く行動重視型のジェンダーと議会に関する調査に真摯に取り組んできた。I P U は、加盟国議会がよりジェンダーに配慮した議会となるための支援を行う上で比類ない存在となっており、本行動計画を通して以下のことを行う。

a. ジェンダーに配慮した議会の推進を先導するために

- ・本行動計画の実施に向けた各加盟国議会の高いレベルでのコミットメントを引き出し、I P U 会議で本行動計画の定期的なフォローアップを実施する。
- ・I P U のウェブサイト、ジェンダー・パートナーシップ・プログラム及び専門技術支援活動を通して本行動計画の認知度を高める。
- ・2030 年までに全ての議会がジェンダー配慮に関する自己評価を実施するよう支援する。
- ・各国議会がそれぞれの行動計画を策定し、その計画の実施強化を目的とする監視メカニズムを構築するよう促す。
- ・ジェンダーに配慮した議会の推進において、提携地域組織や関連国際組織との協力を強化する。

b. ジェンダー平等及びジェンダー主流化に関する I P U 内部の能力構築のために

- ・ジェンダー主流化戦略を実施する。
- ・全 I P U 職員対象の専門的能力開発のための研修が、ジェンダーに配慮した形で行われるようにする。
- ・I P U 事務局の全業務においてジェンダー平等の主流化が徹底されるようにする。

c. 加盟国議会、提携組織及び地域議会組織との議題にジェンダー平等に関する問題を体系的に組み入れるために

- ・議会におけるジェンダーへの配慮の状況を、ジェンダー・パートナーシップ・グループが定期的に責任を持って監視するようにする。
- ・あらゆる専門技術支援活動においてジェンダー主流化が徹底されるようにする。
- ・あらゆる国際的討論の場においてジェンダーに配慮した議会に関する取組を推進する。

附属文書 1：基本的な定義

ジェンダー*：男性であることや女性であることに関する社会的特性や、成人女性・成人男性、少女・少年間の関係性。こうした特性や関係性は社会的に形成され、社会化の過程で習得される。ジェンダーという概念には、男女それぞれに期待される特徴や適性、男らしさや女らしさも含まれ、社会分析を行うと、社会的に形成された役割であることが分かる。性（sex）とジェンダー（gender）は同義ではない。性が生物学的性差であるのに対して、ジェンダーは社会的性差を示す。そして、ジェンダーの特性、役割及び関係性は社会によって決められたものであるため、社会的性差であるジェンダーは修正することができる。

ジェンダー主流化*：法律、政策及び計画を含む、あらゆるレベルとあらゆる分野において予定された何らかの行動が男女双方にどのような影響を与えるかを評価し、考慮するプロセス。この概念は、幅広い政策や計画に関する決定、機構及び資源配分を考える際にジェンダー問題を中心に据えるための戦略として理解されている。議会の活動におけるジェンダー平等の主流化は、男女双方のニーズと利益にかなう政策の効果的な実施と監視に役立つはずである。

ジェンダーに配慮した議会*：その組織構造、運営、方式、業務において男女双方のニーズと利益にかなう議会。ジェンダーに配慮した議会は、女性の完全参加を妨げる障壁を取り除き、社会全般の手本となる事例又は模範を示す。

ジェンダーに配慮した予算編成*：経済政策の策定におけるジェンダー主流化を図り、予算編成プロセス全体の変革をもたらそうとするもの。ジェンダーに配慮した予算編成とは、単に女性関連支出の計上のみを指す言葉ではなく、予算配分とその執行が確実に男女双方のニーズに応える

ものとなるよう、安全保障、健康、教育、公共事業等を含む予算全体をジェンダーという視点から分析することを意味する。

ジェンダーに基づく暴力**：ある社会又は文化内におけるジェンダーに基づく役割や期待ゆえに、ある人に対し、何らかの力（暴力、脅迫、強制、ごまかし、策略、文化的期待、武器、経済事情など）を用いて身体的、精神的若しくは社会的な虐待（性的暴力を含む）を加えようとする又は加えると脅す行為や、かかる虐待を加える行為をいう。ジェンダーに基づく暴力に直面する者に選択肢はない。彼／彼女は、深刻な社会的、身体的、又は精神的な被害を受けることなく、拒絶したり、他の選択肢を選んだりすることはできない。このような暴力の形態としては、性的暴力、性的虐待、セクシャルハラスメント、性的搾取、早婚又は強制結婚、ジェンダー差別、否定（例：教育を施さないこと、食事を与えないこと、自由を奪うこと）、女性性器切除などがある。

* 国連開発計画（UNDP）の Quick Entry Points to Women's Empowerment and Gender Equality in Democratic Governance Clusters（ニューヨーク、2007年）及びIPUの Equality in Politics: A Survey of Women and Men in Parliaments（ジュネーブ、2008年）で引用されている国連ジェンダー問題担当事務総長特別顧問事務所（UN/OSAGI）、国連開発計画（UNDP）、国連教育科学文化機関（UNESCO）の定義による。

** 国連女性機関（UN WOMEN）の Virtual Knowledge Centre to End Violence against Women and Girls ウェブサイト（最終アクセス日：2010年9月19日）の定義による。